

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年10月14日～2021年10月20日)

令和3年(2021年)10月22日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>カチンスキ「法と正義」(PiS)インタビュー 最新の世論調査結果 ポーランド軍による国境警備隊の支援 国防大臣のリトアニア訪問 プシダチ外務次官のEU外務理事会出席 ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領との電話会談 モラヴィエツキ首相によるEU首脳宛書簡の発出 ベトナムへの追加ワクチン供与 モラヴィエツキ首相の欧州議会出席 ドゥダ大統領のリトアニア訪問</p>								お問い合わせ先大使館領事部 電話22 696 5005 「x 5006」各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
<p>治安等</p> <p>ベラルーシからの不法移民に関連する動向 国家警察本部長官、ICPO幹部と面談 警察がなりすまし詐欺に注意喚起</p>								
<p>経済</p> <p>欧州復興基金と政府予算案に関する財務副大臣発言 閣僚評議会、外国人法の改正案を採択 「Polexit」に関するポーランド経済研究所(PIE)所長発言 9月の物価動向 憲法法廷判決に関する格付け機関の指摘 建設資材の不足 トウルフ炭鉱に関する動向 約3億ユーロのエネルギーコストの補償 風力発電所の課税補償 Lightsouece bp 社によるポーランドの太陽光発電プロジェクト ポーランド民間企業、原子力発電所建設に関する関連法案の改正を待つ 当地シンクタンク、エネルギー移行期間のガスの使用を批判</p>								
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 第49回衆議院議員総選挙における在外投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>								

政 治

内 政

カチンスキ「法と正義」(PiS)インタビュー【16日、18日】

16日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、RMF FMラジオのインタビューに対し、司法制度改革について語り、地域裁判所は地方裁判所の支部となることを想定していると述べた。同党首は、新しい司法制度のもとで最高裁判所の規模は縮小すると語ったほか、最高裁規律部は失敗であり、清算する必要があると述べた。同党首によれば、裁判官の地位は同一のものになるという。

同党首は、18日付シエチ誌のインタビューで、首相を交代させたり政府を変更したりすることは非常にリスクであり、今のところそのようなことをする理由はないと語り、モラヴィエツキ首相はとても器用で耐性があると付言した。

最新の世論調査結果【19日】

19日に発表された世論調査機関 Kantar の世論調査結果によると、与党「法と正義」(PiS)が32%(先月比±0%)の支持率で引き続き首位を維持した。第2位は野党・市民プラットフォーム(PO)で支持率25%(同±0%)、第3位は「ポーランド2050」で支持率10%(同-2%)であった。第4位の「左派」は支持率7%(同+1%)、第5位の「連合」は支持率6%(同+2%)であった。第6位は農民党(PSL)で支持率3%(同±0%)、第7位は「クキス'15」で支持率2%(同+1%)、第8位は「合意」で支持率1%(同±0%)となり、議席獲得足切りラインである5%に届かなかった。

外交・安全保障

ポーランド軍による国境警備隊の支援【17日】

17日、第12機械化師団の兵士2,000人がポーランドとベラルーシの間の国境に追加派遣された。現在、国境地域には既に派遣されていた第16機械化師団及び第18機械化師団の兵士と合わせて6,000人が展開している。

国防大臣のリトアニア訪問【18日】

18日、プワシュチャク国防大臣は、ドゥダ大統領の公式訪問に同行してリトアニアを訪問した。リトアニアの国防大臣との会談では、ベラルーシとの間の国境における移民問題や地域の安全保障に関連する問題が取り上げられた。

プシダチ外務次官のEU外務理事会出席【18日】

18日、プシダチ外務次官は、ルクセンブルクで開催されたEU外務理事会に出席した。同会合では、湾岸地域、エチオピア、ニカラグア情勢、東方パートナーシップ首脳会合等について議論された。また、ポーランドは、ラトビア及びリトアニアと共にベラルーシ国境の移民情勢について報告した。同次官は、移民のミンスクへの組織的な流入を止めるためには、EUが移民の出身国や移送先の国との外交上の接触で本問題を提起し、ベラルーシのルカシェンコ政権による行動に対して断固として非難すべきであると強調した。

ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領との電話会談【18日】

18日、ドゥダ大統領は、シュタインマイヤー独大統領と約1時間に渡って電話で会談した。両大統領は、

ルカシェンカ政権によるEU東側国境へのハイブリッド攻撃、ポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する憲法法廷判決後の状況に対する評価、独における新しい連邦政府の形成過程について議論した。

モラヴィエツキ首相によるEU首脳宛書簡の発出【18日】

18日、モラヴィエツキ首相は、EU加盟国首脳、欧州委員会委員長、欧州議会議長に宛てたEU法と国内法に関する書簡を発出した。同首相は、ポーランド憲法のEU法に対する優位性を認めた憲法法廷判決について、EU法の優位性の原則は無制限ではなく、EU法と憲法の境界線がどこにあるかは、欧州司法裁判所(ECJ)と各国の憲法裁判所の両方によってのみ評価されると述べた。また、同首相は、一部のEU機関が条約に基づくことなく自分たちの意志を加盟国に押し付けるという、非常に危険な現象に直面していると主張し、このような行為は、違法であるだけでなく、何よりもEUの存続を危うくし、全ての加盟国を弱体化させるものであり、受け入れることはできないと述べた。最後に、同首相は、ポーランドは対話の準備があり、主権を放棄させようとすることなく、相互尊重の精神に基づいて行い、あらゆることについて話し合うことができると締めくくった。

ベトナムへの追加ワクチン供与【19日】

19日、ポーランド外務省は、ベトナムに対してアストラゼネカ社製の新型コロナワクチン89万回分を供与したと発表した。ポーランドは、今年8月に同社製ワクチン50万回分、9月に医療機器・個人防護具8トンベトナムに供与している。

モラヴィエツキ首相の欧州議会出席【19日】

19日、欧州議会は、ストラスブールにおいて、モラヴィエツキ首相を招いて本会議を開催した。同首相は、10月7日のポーランド憲法のEU法に対する優位性について認めた憲法法廷判決について説明し、EU法の優位性は憲法には及ばず、ポーランド憲法は、ポーランドにおける最高法規であり、他のいかなる法原則に優越する旨主張した。これに対して、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、ポーランドの憲法裁判所の判決は、EUの基盤に疑問を投げかけるものであり、欧州の法秩序の統一に対する直接的な挑戦であると述べた。また、法の支配に関する違反からEU予算を守るためのEU法違反手続、法

の支配コンディショナリティ、その他の財政的手段や、EUの価値に対する重大な違反を判断する第7条手続を挙げ、欧州委員会が行動を起こす旨発言した。

ドゥダ大統領のリトアニア訪問【18日～20日】

18日～20日、ドゥダ大統領は、リトアニアを公式訪問した。ドゥダ大統領とナウセダ・リトアニア大統領は、両国の外務・国防関係者と共に初となる大統領評議会を実施した。会談後、ドゥダ大統領は、記者会見において、ルカシェンコ政権が引き起こした移民危機に対して、ポーランドにはベラルーシとの国境を守る全面的な責任があることを強調した。ドゥダ大統領は、5月3日憲法制定230周年記念式典に参加したほか、リトアニア議会関係者とも会談した。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【15、19、21日】

15日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、ポーランドの越境を試みている移民は、ベラルーシ当局に対して、2,000～12,000米ドルを支払っているなどと指摘し、ベラルーシ航空会社 Belavia や同国旅行会社 CentrKurot が中東などからベラルーシへの移動に参与している旨を述べた。

19日、同報道官は、ウェブサイト「STOP FAKE ORG.」に投稿した文書の中で、最近、バグダッド-ミンスク間のフライトが停止されたとして、現在では、ダマスカス、バイルート、モスクワがミンスクへの新たな重要地点として浮上していると指摘した。また、10月17日以降、今までミンスク空港でしか適用されていなかった一部外国人に対する無査証入国制度がベラルーシ国内の5つの空港でも適用されることになったと指摘の上、エジプト、ヨルダン、イラン、パキスタン、南アフリカが新たな対象国として加えられたと述べた。

21日、国境警備隊は、当該国境における不法越境の試みは、10月だけで既に約11,300件確認されており、本年初めから現時点までにおいては、約22,900件にのぼるとツイッターで明らかにした。

国家警察本部長官、ICPO幹部と面談【14日】

シムチク国家警察本部長官は、ワルシャワを訪問したヴァラーノ国際刑事警察機構(ICPO)資源管理担当局長らと面談し、双方の協力関係や課題について協議を行った。シムチク長官は、ポーランドがデジタルの脅威に対処する分野においてダイナミックな活動を行っていることを強調し、その一例として、中央サイバー犯罪局の創設を挙げた。また、ICPOの国際手配が政治的な目的で利用されていると問題提起した(注:ロシアやベラルーシの要請で発行された国際手配により、当該国で反体制派とみなされる人物がポーランドで逮捕される事案が発生)。ICPO代表者は、ICPOの資源は、安全保障を目的として加盟国が利用することができる旨述べた。

警察がなりすまし詐欺に注意喚起【20日】

20日、国家警察本部は、HP上において、犯罪者が警察官や銀行員になりすまして、銀行口座からお金をだまし取る、いわゆる「なりすまし詐欺」に関する注意喚起を行った。現在では、新たな技術を用いることにより、他人の電話番号を携帯電話ディスプレイに表示させることも可能になっているという。国家警察本部は、知り合いなどの電話番号から不審な電話がかかってきた際には、一度電話を切り、自分から再度かけ直して事実確認を行うことが最善の対策であるとしている。

経 済

経済政策

欧州復興基金と政府予算案に関する財務副大臣発言【18日】

18日、スクザ財務副大臣は、メディアのインタビューにおいて、現在審議中の予算案には、国家復興計画の事業(欧州復興基金からの拠出)は含めていないと述べた。同副大臣は、既に夏頃から国家復

興計画の資金を予算案に盛り込むことは不可能と判断し、予算案では考慮しない決定をしたことを明らかにした。なお、同副大臣は、その背景として、欧州復興基金からの拠出は得られないと考えていた訳ではなく、追って国家復興計画が欧州委員会から承認された場合に関連予算を修正するというポジティブな

スクを取ったに過ぎないと説明した。また、その場合には歳入とGDP成長率にプラスの影響をもたらすであろうと付言した。

閣僚評議会、外国人法の改正案を採択【19日】

19日、閣僚評議会は外国人法の改正案を採択した。主な変更点は、各県地方長官事務所が発給する労働許可証・滞在許可証の手続きを簡素化する（ポーランド国内の住所の提供を不要とする等）やポーランド経済にとって戦略的な役割を果たす主体については、許可証の発給を迅速に進める制度などが含まれている。また、アルメニア、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ロシア、ウクライナ国籍を有する外国人を対象とした雇用主による雇用の意図宣言による特別な労働許可については、就労可能期間が現行の6か月から24か月に延長される。

マクロ経済動向・統計

9月の物価動向【15-18日】

中央統計局（GUS）によれば、9月の消費者物価指数（CPI）は対前年同月比5.9%増、対前月比0.7%増となった。サービス価格は対前年同月比6.6%増、商品価格は対前年同月比5.6%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた9月のコア・インフレ率は対前年同月比4.2%増、対前月比0.7%増となった。

憲法法廷判決に関する格付け機関の指摘【18日】

格付け機関のフィッチは、憲法法廷がEU法の規定の一部がポーランド憲法に反する決定を下したことを受け、ポーランドは成長とガバナンスの重大なリスク

「Polexit」に関するポーランド経済研究所（PIE）所長発言【20日】

アラック・ポーランド経済研究所（PIE）所長及びクビシアク同副所長は、ポーランド経済は欧州単一市場と深く結びついており、「Polexit」という考えはポーランド及びEUの双方にとって荒唐無稽かつ危険な考えと認識されるべきと主張する。EUへの加盟は、外国投資家や格付け機関の信頼を高めており、EU加盟前はフィッチやスタンダード・アンド・プアーズはポーランドの信用格付けを「BBB+」で見通しは安定的又はネガティブとしていたものの、2003年以降は堅調に向上してきているほか、ポーランドの債務償還費は2004年にGDPの2.7%であったのが、現在は半分以下に低下していると指摘する。

に直面しているとした。フィッチは、いわゆる「Polexit」の可能性はほぼ無いであろうが、今回の決定は根本的にEUのメンバーシップに相容れないものであり、ポーランド政府とEUの緊張関係を大いに拡大させたと指摘する。フィッチは、EU離脱の可能性を精査し、信用格付けについて見通しをネガティブに引き下げる等の決定を行う可能性もあると付言した。また、憲法法廷の決定はGDP成長率見通しにもネガティブに影響するとし、国家復興計画への拠出が2022年又はそれ以降までずれ込む場合、2022年及び2023年のGDP成長予測をそれぞれ4.5%、3.8%に引き下げる可能性にも言及した。

ポーランド産業動向

建設資材の不足【21日】

不動産サービス及び投資顧問企業であるCBRDによると、建設業界の状況はパンデミック前と大きく異なり、ほとんどの建築資材が手に入らなくなり、特に鉄鋼不足は深刻であるという。これは投資の準備、投資のコスト及び投資家と建設業者との関係に影響を及ぼすとされる。投資家と建設業者は、高品質の投資を維持しながら建設資材を再利用するようにしているものの、パンデミックにより、今まで容易に手に入っていた多くの建設資材が入手できなくなっている。また、サプライチェーンは途絶え、中国や米国からの輸送は滞り、商品の輸送費は大幅に増加している。資材を蓄えていた企業さえ、既に消費しており、木材、セメント、断熱ウール、屋根のシート、ガラ

スを含むほぼ全ての資材が不足することが懸念される。

トウルフ炭鉱に関する動向【20日、21日】

カチンスキ副首相（与党「法と正義」（PiS）党首）はGazeta Polskaのインタビューの中で、「政府は、ポーランドがトウルフ炭鉱の操業を停止しなかったために欧州司法裁判所（ECJ）が科した罰金を支払うかどうかはまだ決定していない。政治的には、不利な解決策を一時的に受け入れ、最終的に良い結果とする場合が時々ある。これ以上は何も言えない」と述べた。

また、チェコ環境省は、交渉を再開する意向を示しているが、ポーランド側はまだこの提案に応じていない。

エネルギー・環境

約3億ユーロのエネルギーコストの補償【14日】

クルティカ気候・環境大臣は、14日の公共ラジオにおいて、来年ポーランド政府は収入が少ない世帯に

対してエネルギーコストの補償に15億ズロチ(約3億ユーロ)を割り当てる予定で、エネルギーコスト上昇の悪影響を相殺するための共同の資金調達パッケージを準備していると述べた。これにより補償される世帯は、ポーランド全世帯のほぼ5分の1になる見込みである。同大臣は、退職者、給付額が少ない障がい者年金受給者、子供が多い家庭など、エネルギーコストが家計の多くの部分を占めるグループに資金援助すると述べた。また、冬季(11~3月)に全てのエネルギー消費者が保護され、電気が切れる家庭がないようにするとともに、エネルギー企業が負債を抱えないための支援も含めて準備する予定であると述べた。

風力発電所の課税補償【19日】

19日の閣議において、風力発電所が立所在する自治体に関する法案が採択された。2018年7月7日付け再生可能エネルギー源に関する法律等に伴って自治体が同年に得られなかった固定資産税の歳入分について、新たな規定によって補償できる機会が与えられこととなる。当時、構造物や風力発電所の定義が変更されたため、固定資産税の額は減り、自治体の予算となる歳入が減った。今後は、損失分を取り戻すために各県地方長官事務所に申し立てることができるようになる。新たな規定は2022年2月5日に発効し、補償金は同年末まで支払われる。ポーランド政府は、当該補償金が5億2,000万ズロチになると見積もっている。

Lightsource bp 社によるポーランドの太陽光発電プロジェクト【21日】

新たな太陽光発電の容量増加により、ポーランドは太陽光発電分野におけるEUのリーダーの1つに位置付けられているという。ソーラーパワー・ヨーロッパ(欧州の太陽光発電関係者で形成する機関)によると、ポーランドよりも上位の国は独、オランダ及びスペインのみであり、昨年は、ポーランドの太陽光発

電分野の設備容量が年間ベースで200%増加した記録的な年であった。太陽光発電分野の世界的リーダーである英国の Lightsource bp 社はポーランド市場に注目して参入し、計約760MWの容量をもつ9つのプロジェクトを実施する予定である。これは、36万戸以上の家に電力を供給することができ、ポーランド市場最大の太陽光発電プロジェクトの1つになるとされている。

ポーランド民間企業、原子力発電所建設に関する関連法案の改正を待つ【20日】

小型モジュール炉(SMR)の導入を計画している Synthos Green Energy 社は、ポーランド原子力庁(PAA)による原子力発電所の開発に関する規制の改正案の最終版を待っている。同社の規制・ライセンス部門の責任者は、8月に行われたパブリックコメントにおいて、関連法の改正案に対し、SMRの定義の導入や、SMRに関する意見書の発行期間の短縮など、SMR設置プロセスを大幅に改善するソリューションを提案したと述べた。

当地シンクタンク、エネルギー移行期間のガスの使用を批判【20日】

当地シンクタンクのヤゲロン研究所の所長は、ガスを欧州のエネルギー移行燃料とする考えを批判した。その際、現在のガスの価格高騰などを例に挙げ、ヨーロッパの需要(4,000億m³)の80%を輸入(そのうち40%はロシア)で補てんしており、エネルギーシステムの安定化のために、ガスを使用することは合理的ではないと主張した。また、ガスを移行燃料とした場合、長期にわたるエネルギー移行の間、欧州は引き続きロシアの資源に依存することになると指摘した。さらに、ロシアはこの機会に備えて、パイプライン網(バルト海を横断するNS、黒海を横断するトルコ・ストリーム)を拡張し、露ガスプロム社で製造される水素を供給可能とするインフラを整えていると警告した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国に

において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布(同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布)されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP: https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

第49回衆議院議員総選挙における在外投票の実施について

第49回衆議院議員総選挙の在外投票が行われています。投票方法として、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。当館においては、10月20日(水)から10月23日(土)までの期間で、在外公館投票を実施しております。投票時間は、午前9時30分から午後5時までです。持参すべき書類は、在外選挙人証と旅券等の身分証明書となります。

当国では、新型コロナウイルス感染症対策により、密室など限られた空間におけるマスク着用義務などの制限措置が執られておりますので、ご注意ください。今後、感染拡大の状況によっては、10月20日(水)から当館で予定されている在外公館投票に来ていただくことが困難になる状況も十分に生じ得ます。

詳細につきましては、下記リンク先をご参照下さい。

当館HP: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100247222.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で…」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で…」が開催されます。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1

詳細: <https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

【予定】展覧会「尽きない紙。越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙。越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所:クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)